令和7年度 山田町職員採用試験受験案内（特別募集）

○ 受　付　期　間：令和７年５月15日（木）～ ６月20日（金）
○ 第１次試験日：令和７年７月13日（日）

【受験手続等に関する問合せ先】 〒028-1392　岩手県下閉伊郡山田町八幡町３番20号
山田町総務課 行政チーム　℡0193-82-3111(内線411, 418)

令和７年度山田町職員の採用候補者を選考するため、次のとおり職員採用試験（一般・新卒者枠採用試験及び社会人経験者枠採用試験）を行います。

１　試験職種及び採用予定人数

試験職種	主な職務内容	採用予定人数	
		（Ⅰ）一般･新卒者枠	（Ⅱ）社会人経験者枠
一般事務（初級事務）	一般行政事務に従事します。	若干名	若干名
土木技師（初級土木）	道路・河川・都市計画・下水道等の事業に関する企画、設計・施工監理等に従事します。	１名	１名
建築技師（初級建築）	公共施設の維持保全、設計及び施工管理等に従事します。	１名	１名
水産技師（初級事務）	増養殖事業における技術的指導や普及、漁場の保全・整備等に関する業務に従事します。	１名	１名
保健師（中級保健師）	健康相談、保健指導等の業務に従事します。	１名	１名
社会福祉士（社会福祉）	児童・高齢者・障がい児(者)・生活困窮者等への相談、介護予防支援等の業務に従事します。	１名	１名

２　受験資格

（Ⅰ）一般･新卒者枠採用試験

試験職種	受験資格
一般事務（初級事務）	平成５年４月２日から平成19年４月１日までに生まれた人で、大学・短期大学・高等学校を卒業又は令和７年９月末までに卒業する見込みの人
土木技師（初級土木）	昭和63年４月２日以降に生まれた人で、土木の専門課程を修得している人（令和７年９月末までに土木の専門課程を修得できる見込みの人を含む）
建築技師（初級建築）	昭和63年４月２日以降に生まれた人で、建築の専門課程を修得している人（令和７年９月末までに建築の専門課程を修得できる見込みの人を含む）
水産技師（初級事務）	昭和63年４月２日以降に生まれた人で、水産の専門課程を修得している人（令和７年９月末までに水産増養殖系の専門課程を修得できる見込みの人を含む）
保健師（中級保健師）	平成５年４月２日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人（令和７年９月末までに保健師の資格を取得できる見込みの人を含む）
社会福祉士（社会福祉）	平成５年４月２日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人（令和７年９月末までに社会福祉士の資格を取得できる見込みの人を含む）

（Ⅱ）社会人経験者枠採用試験

試験職種	受験資格（以下の要件をいずれも満たしていること）	
	年齢・学歴等の要件	職歴要件
一般事務（初級事務）	昭和63年４月２日以降に生まれた人で、大学・短期大学・高等学校を卒業した人	平成30年５月１日から令和７年４月30日までの間に、民間事業所や公的機関等における実務経験が継続して４年以上ある人
土木技師（初級土木）	昭和53年４月２日以降に生まれた人で、土木の専門課程を修得している人又は２級土木施工管理技士以上の資格を有する人	民間事業所や公的機関等における実務経験（ＣＡＤシステムによる設計、積算及び監督業務等の土木実務）がある人 【実務経験年数は問いません】
建築技師（初級建築）	昭和53年４月２日以降に生まれた人で、２級建築士以上の資格を有する人	民間事業所や公的機関等における実務経験（ＣＡＤシステムによる設計、積算及び監督業務等の建築実務）がある人 【実務経験年数は問いません】
水産技師（初級事務）	昭和53年４月２日以降に生まれた人で、水産増養殖系の課程を修得している人	民間事業所や公的機関等における水産増養殖系業務の実務経験がある人 【実務経験年数は問いません】
保健師（中級保健師）	昭和58年４月２日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人	民間事業所や公的機関等における保健師又は看護師としての実務経験がある人 【実務経験年数は問いません】
社会福祉士（社会福祉）	昭和58年４月２日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人	民間事業所や公的機関等における社会福祉士としての実務経験がある人 【実務経験年数は問いません】

・「民間事業所や公的機関等における実務経験」とは、会社員、公務員、団体職員等として勤務したことのある経験をいい、自営業は含みません。
・「継続して４年以上」とは、週３０時間以上の勤務を同一の民間事業所や公的機関等において４年以上継続して勤務した期間をいい、雇用形態は問いません。
・連続して１か月以上職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く）は、実務経験の期間から除きます。

不適格事項…（Ⅰ）（Ⅱ）共通

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

(1) 日本国籍を有しない人
(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
(3) 山田町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過していない人
(4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。

３　受験申込書の請求及び申込提出書類

受験申込書の請求	直接請求	５月15日(木)から山田町役場庁舎１階町民課窓口、４階総務課行政チーム、役場各支所で交付します。
	郵便請求	**140円切手**を貼付した返信用封筒（Ａ４判）を同封して、山田町総務課行政チームへ請求してください。
	※受験申込書は町ホームページからもダウンロードできます。	
受験申込提出書類	● 山田町職員採用試験受験申込書（必要事項を記入し、所定箇所に写真貼付）１通 ● 実務経験経歴書（社会人経験者枠採用試験を受験する方のみ）１通 ● 受験票（氏名、試験職種を記入）１通 ※ 受験票への顔写真は、町から送り届けられてから貼付してください。 ● 返信用封筒(長形3号または4号に宛先を記入し、110円切手を貼付したもの）1通	
申込書提出先	〒028-1392　岩手県下閉伊郡山田町八幡町３番20号 山田町総務課行政チーム(役場庁舎４階)	

※ 郵送で申込む場合は、上記の書類を入れた封筒の表に試験区分のローマ数字及び試験職種を赤字で書いてください。
（例：「採用試験（Ⅰ）一般事務」）

４　受付期間

令和７年５月15日（木）から６月20日（金）までの午前８時30分から午後５時15分まで。 ただし、土曜日・日曜日、祝日を除く。郵便による申込みも６月20日(木)午後５時15分必着のこと。

５　第1次試験の日時及び会場

日時	令和７年７月13日（日） （Ⅰ）一般・新卒者枠採用試験（Ⅱ）社会人経験者枠採用試験【共通】 午前９時30分～受付開始、午前９時50分～試験説明、午前10時00分～試験開始
受付場所	山田町中央コミュニティセンター２階
試験会場	山田町中央コミュニティセンター２階　集会室（山田町役場隣） （Ⅰ）一般・新卒者枠採用試験（Ⅱ）社会人経験者枠採用試験【共通】

・受験票(写真貼付)、筆記用具(HBの鉛筆)、消しゴムを必ず持参してください。
・受験申込状況により試験会場または受付場所が変更となる場合があります。（その場合は受験者に直接連絡します）

６　試験の方法及び内容

第１次試験

（Ⅰ）一般・新卒者枠採用試験（Ⅱ）社会人経験者枠採用試験【共通】

職務能力試験	論理的な思考力、正確な文章理解力、統計等の資料分析力、国内外の社会情勢への理解等を検証する試験 **※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。** **※「国内外の社会情勢への関心と理解等」の問題では、公務員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。**	60題　60分
職務適応性検査	公務員としての職務への適応性を、性格傾向の面からみる検査	150題　20分
事務適性検査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる検査	100題　10分
作文試験	公務員として必要な文章による表現力、課題に対する理解力のほか、社会人経験者としての素養等を作文によりみる試験	1題　60分

（Ⅰ）一般・新卒者枠採用試験【土木技師、建築技師、保健師、社会福祉士】

専門試験	専門的知識及び能力についての試験 （土木技師、建築技師、保健師、社会福祉士）	30題　90分

※ 一般・新卒者枠採用試験の一般事務及び水産技師、並びに社会人経験者枠採用試験には、専門試験がありません。

第２次試験

（Ⅰ）一般・新卒者枠採用試験（Ⅱ）社会人経験者枠採用試験【共通】

日時		第１次試験合格通知書で指定する日時（令和７年８月を予定）
内容	個別面接	人柄や口述表現力を審査します。
	身体検査	健康診断書によります。
	人物検査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否などについて調査します。

※ 受験者数に関わらず、第１次試験の成績によっては第２次試験を実施しないことがあります。

7　結果の発表、合格から採用決定まで

第１次試験合格者	令和７年７月下旬	受験者全員に試験結果を通知します。また、役場庁舎前掲示場及び町ホームページには合格者の受験番号を掲示します。
第２次試験合格者 （採用候補者名簿登載者）	令和７年８月下旬	受験者全員に試験結果を通知します。また、役場庁舎前掲示場及び町ホームページには合格者（採用候補者名簿登載者及び採用内定者）の受験番号を掲示します。（※）
採　用　決　定　者	令和７年９月上旬	採用決定者にその旨を通知します。

※　第２次試験合格者は、山田町職員採用候補者名簿に登載されます。採用候補者の中から採用内定者を決定し、内定者にはその旨の通知をします。採用候補者名簿に登載されても採用されない場合があります。
　なお、社会人経験者枠の採用内定者からは、在職期間及び資格等を証明できる書類を提出していただきます。また、これにより実務経験や資格が確認できない場合は内定を取り消すことがあります。

8　採用予定日・・・令和7年10月１日に採用する予定です。

9　給　与　等

初任給	この試験に合格して採用される者の現行の初任給は、高校卒で月額189,300円、大学卒で月額215,100円です。なお、卒業後の経歴がある者については、一定の基準により加算されることがあります。（給料月額は令和７年４月１日現在）
諸手当	給料のほかに、扶養手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。また、６月、12月には期末・勤勉手当が支給されます。
昇　　給	昇給は、通常年１回行われます。
勤務時間	１日の勤務時間は、通常７時間45分となっております。土曜日、日曜日、祝日が休みとなります。（一部施設等勤務者を除く）

10　試験結果の開示

採用試験の結果は、本人分についてのみ知ることができます。希望する方は、山田町情報公開条例第20条の規定により、山田町総務課（役場庁舎４階）に本人情報任意開示申出書を提出してください。

開示請求できる方	開示内容	開示請求できる期間
第１次試験及び第２次試験の受験者本人 （不合格者に限る）	各自の試験の結果	最終合格発表の日から起算して30日間

請求方法	受付期間
開示申出書は、町総務課にあります。本人確認書類として、受験票（顔写真貼付）のほか、運転免許証などの身分証明書（顔写真付）を持参ください。	開示申出書の受付は、期間中の午前８時30分から午後５時15分まで。ただし、土曜日、日曜日などの役場の休業日は受付しません。

11　その他

試験当日まで、自身の体調管理に努めてください。
体調不良により欠席した人を対象とした再試験は予定しておりません。